資料３

自治基本条例の見直しについて

自治基本条例の見直しの根拠

- 条例第39条（条例の見直し）

⇒ 町長は、この条例を適切に運用するとともに、社会情勢の変化等に対応するため、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行うものとする。町長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、多様な手段を用いて町民の意見を聴くとともに、これを反映させなければならない。町長は、前2項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

- 条例第40条（運用）

⇒ 町長は、この条例の実効性を高め、町民及び町による推進体制を確保するため、広陵町自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。推進会議は、この条例に基づく他の条例規則の点検、運用の検証評価を行い、その結果を踏まえ、必要な見直しを町長に求めることができる。前2項に規定するもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

➡ 条例の改正はしなければいけないのか？

条文の見直しの前に

○条例改正にあたっては、町議会の議決が必要になる。

○条例に規定はないが、改正にあたっては**相当の要件**が必要と考えられる。

⇒自治基本条例改正をした事例は数少ない

（近隣市町村でも、条文の改正はしていないところが多数）

○法律・条令を改正する場合は立法事実が必要不可欠。

⇒ 相当な要件とは、、

相当な要件とは

○相当な要件
（立法事実）

- 社会情勢の変化
- 町内の諸活動が条例の規定と合わなくなった、条例の規定が存在しない
- 町民、議会から改正の声が大きくなった
- 法律等が改正され、齟齬が生じた
- その他特別な事情（町の合併、条例自体の廃止等）

その前に、条例が適切に運用されているかの点検がマスト（条例第40条）

→ 条令の解釈、条例解説書の見直しも含む

条例第３９条、第４０条に基づく点検・評価・見直しを進めていくための手順

①条例の見直しの発議（諮問）

↓

②見直しに係る立法事実（問題点）の整理

↓

③運用が適切になされているのか
- 各条項の運用はどうなっているのか
- 条例自体が、町職員および町民に認識されているか
- 条例の解釈、説明が適切になされているか
- 施策実施状況報告書をどう活用するか

↓

④まちづくり、行政経営にあたって不足する条項がないか
- 不足がある場合、現条例の運用でカバーできるかの検証
- 社会情勢が変化した場合は必要な可能性あり

↓

条例の見直しの手順

⑤条例のさまざまな問題点が、現条例の解釈、運用で解決できるかの検討

※基本的には⑤までで解決

⬇（⑤で解決できない場合、、）

⑥現条例の解釈、運用で解決できないと考えられる場合は、条例改正に向けて条文を点検する

このフェーズで初めて条文の改正の可能性が出てくる

- 逐条解説について点検
- 改正について、根拠となる論理、状況、データの整理

⬇

⑦条文の改正の方向を提案する

⇒提案された改正の方向をもとに、町長が改正条文を作成し、議会に提出する。

条例の見直しの手順（庁内ＷＧ）

○庁内WGの役割

　行政内部において、自治基本条例が適正に運用できているのか検討することで、庁内における条例の浸透を図る。また、参画に関しては全部局例外はないので、各部から１名程度選出し、自身の職務において、条例に落としこめる事例を出し合い検討する。

○庁内WGの構成メンバー

　各部から一名程度選出（合計7～9名程度）

○庁内WGのスケジュール

　自治基本条例推進会議（全体会）の前に庁内WGで章ごとの検討を行う。

条例の見直しの手順（推進会議委員）

○推進会議委員の役割

町民に自治基本条例が浸透しているか、適正に条例が運用されているか、まちづくり、行政経営にあたって不足する項目がないか等を点検する。

⇒町民が逐条解説を見て、理解できるかどうか、難しい言い回しや、わかりにくい専門用語はないか、説明が不足していないか等。

○推進会議の構成メンバー

前年度からの委員に加え、新たに各種関係団体（区長・自治会長会）から2名追加。

○推進会議委員のスケジュール

庁内WGで章ごとの検討を行った後、推進会議委員で精査を行う。

今後のスケジュール

令和７年度広陵町自治基本条例推進会議のスケジュール（案）

	５月			６月			７月			８月			９月			１０月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
①全体会議			第１回（５／２０） ・諮問 ・自治基本条例の運用の課題について					第２回（７／１４） ・条例章毎の分析					第３回					第４回
②庁内ＷＧ						①庁内ＷＧ ⇒行政内部から逐条解説の見直しを行う					②庁内ＷＧ					③庁内ＷＧ		
③パブリックコメント																		
④計画推進部会	（案件次第で随時開催）																	
⑤条例周知部会	（案件次第で随時開催）																	

	１１月			１２月			１月			２月			３月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
①全体会議									第５回			第６回			
②庁内ＷＧ								④庁内ＷＧ			⑤庁内ＷＧ				
③パブリックコメント					パブリックコメント（１ヶ月程度）										
④計画推進部会	（案件次第で随時開催）														
⑤条例周知部会	（案件次第で随時開催）														

今後の部会について（計画推進部会・条例周知部会）

スケジュールはタイトになりますが、、

○計画推進部会

・施策実施状況報告書の分析

⇒昨年度（令和6年度）の報告書を現在、各部局に提出依頼をしている。全事業揃い次第、計画推進部会に連携。

○条例周知部会

・こども版自治基本条例の作成

⇒前回の会議で、こども版自治基本条例を作成する意見がでているため、条例周知部会で検討。